

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 新規土地改良事業の適否の決定
- 土地の公用廃止
- 土地改良区設立認可
- 土地改良区設立認可

告示

鳥取県告示第三百六十六号

昭和三十三年二月十九日付で赤松土地改良区から申請のあつた新たに行おうとするため池土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のよう

に土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十三年八月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧期間

昭和三十三年八月九日から同年同月二十九日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

西伯郡大山町赤松一、三四四 赤松土地改良区事務所

鳥取県告示第三百六十七号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年八月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

